

# お知らせ

## 身体障害者相談員・知的障害者相談員のご紹介

占冠村では身体・知的に障がいのある方やご家族などの、障がいに関する悩みや困りごと、地域での暮らしにくさなどの相談に応じ、必要な指導や助言を行うため、相談員を委嘱しています。

相談員は相談者の人格を尊重し、秘密を守ることが義務付けられていますので、お気軽にご相談ください。なお、相談は無料です。

### 【相談員】

身体障害者相談員

伊賀 聰さん(字中央)

電話 56・2359

知的障害者相談員

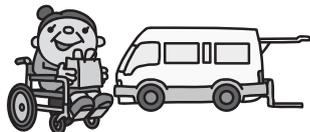
松永一美さん(字中央)

電話 56・2674

### ■お問い合わせ

保健福祉課社会福祉担当

電話 56・2122



## 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数いますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

●就労が認められる在留資格であること

●雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと

●社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では雇対策法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

お問い合わせは、お近くのハローワーク又は労働基準監督署までお願いします。

### ■お問い合わせ

旭川労働基準監督署

電話 0166・355901

ハローワーク富良野

電話 23・4121

## ご厚志に感謝いたします。

◇大町啓子さん(字上トマム)から、亡夫(故大町強さん)の香典返しを廃し、心温まるご寄付をいただきました。

◇藤本ミツルさん(字中央)から、社会福祉協議会の運営や活動への感謝として、心温まるご寄付をいただきました。

◇金一和子さん(字上トマム)から、亡夫(故金一二郎さん)の香典返しを廃し、心温まるご寄付をいただきました。

◇伊藤享一さん(札幌市在住)から、亡父(故伊藤鉄郎さん)の香典返しを廃し、心温まるご寄付をいただきました。

社会福祉法人  
占冠村社会福祉協議会



## 運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

### ■優良講習(30分)

- ◎6月5日(木) 13時～
- ◎6月13日(金) 13時～
- ◎7月4日(金) 13時～
- ◎7月15日(火) 13時～

### ■一般講習(1時間)

- ◎6月5日(木) 14時～
- ◎6月13日(金) 14時～
- ◎7月4日(金) 14時～
- ◎7月15日(火) 14時～

### ■違反講習(2時間)

- ◎6月10日(火) 13時～
- ◎6月25日(水) 13時～
- ◎7月25日(金) 13時～

### ■初回講習(2時間)

- ◎7月10日(木) 13時～

## 「創造的過疎」に学ぶ

## しむかっぷ村づくりセミナー開催

今後の村内集落の活性化や、住民参加のむらづくりを考えていくため、徳島県神山町で、アートや環境をテーマに「住民主導のまちづくり」を展開している大南信也氏や、村内でむらづくりに取り組む方々をお招きしたセミナーを開催します。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】 6月7日(土) 13:30～15:30

【会場】 占冠村コミュニティプラザ

【主催】 北海道大学大学院環境科学院・占冠村・占冠ふるさと活性化推進委員会

【内容】 第一部 大南信也氏 講演  
第二部 パネリストと参加者との意見交換・議論

※詳細は別途世帯配布するチラシ及び占冠村のホームページをご覧ください。

■お問い合わせ 企画商工課企画担当 電話 56-2124

## 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付を予定しています（7月以降）

### ■臨時福祉給付金

4月から消費税が8%へ引き上げられたため、所得の低い方々への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

### ■子育て世帯臨時特例給付金

子育て世代の影響を緩和し、消費の下支えを図るため、児童1人あたり1万円を児童手当受給者に支給します。

平成26年1月現在  
占冠村民の方

#### 非課税

- ・平成26年度分の村民税（均等割）を課税されていない方 ※1

#### 児童手当受給者

- ・中学生以下のお子さんがある世帯 ※2

#### 【臨時福祉給付金】

給付対象者1人あたり  
1万円を支給 ※3

重複該当の方

#### 【子育て世帯臨時特例給付金】

児童1人あたり1万円を  
児童手当受給者に支給

2つの給付金を同時に支給できませんので臨時福祉給付金のみ支給対象となります。

- ※1 村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族などや生活保護受給世帯を除きます。
- ※2 平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が対象です。  
平成26年1月1日に生まれた児童も対象となります。
- ※3 年金（一部）および受給している諸手当によって、1人につき5,000円を加算します。

受付開始時期および受付期間などの詳細については、決まり次第お知らせします。

### ■お問い合わせ

臨時福祉給付金 保健福祉課社会福祉担当 電話56-2122  
子育て世帯特例臨時特例給付金 保健福祉課戸籍担当 電話56-2123

### ■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。  
（例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方）  
※単身の方でも入居できます。  
※連帯保証人が2名必要です。
- ★入居者と同等または同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね7月1日（火）

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当  
トナム支所

### 村営住宅入居者募集のご案内

#### 募集団地 ●受付期限 6月16日（月）

●中央地区 1戸	●トナム地区 2戸
○中央団地 2LDK 1戸	○第2トナム団地 3LDK 1戸
	○第3トナム団地 3LDK 1戸

皆様の入居をお待ちしています

■お問い合わせ 産業建設課建築担当  
☎ 56-2172